

Title	統一ドイツの平和意識
Author(s)	木戸, 衛一
Citation	阪大法学. 2004, 54(4), p. 21-44
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/55323">https://doi.org/10.18910/55323</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 統一ドイツの平和意識

木 戸 衛 一

### 一 はじめに

二〇〇三年三月二〇日、米英両国が開始した対イラク戦争について、当初より疑問視されていたその正当性は、この間完全に破綻した。○四年一月、ポール・オニール前米財務長官が、インタビュに答えて「在任中一度も大量破壊兵器の存在の証拠と言えるようなものは見なかった」と述べれば、米政府イラク大量破壊兵器調査団のデビッド・ケイ前団長は、米議会で「イラクに大量破壊兵器はなかった」と証言した。七月九日には、米上院情報特別委員会が五二一ページに及ぶ膨大な報告書を発表し、大量破壊兵器の脅威があるとのＣＩＡ報告は合理性に欠け、フセイン政権とアルカイダとの関係についても証拠がないと結論づけた。さらに九月一三日には、コリン・パウエル国務長官が、上院公聴会で大量破壊兵器発見の断念を表明、一〇月六日に発表された米政府調査団（団長チャールズ・ドルファー・ＣＩＡ特別顧問）の正式報告も、イラクに大量破壊兵器開発の計画はなく、旧フセイン政権がテロ組織に兵器や情報を提供した証拠もなかったと最終的に確認するに至った。

ところで、「テロ支援国家」、「大量破壊兵器保有」に続き、先制攻撃を正当化する「大義」として米国が掲げた

のは、イラクの「民主化」であった。すなわち、ジョージ・W・ブッシュ大統領は、〇三年二月二十六日、保守系シンクタンク、アメリカン・エンタープライズ研究所（A E I）主催の夕食会（ワシントン）で、フセイン政権打倒後の「イラク民主化構想」なるものを打ち出し、「イラク新政権の実現は、中東の他国を勇気づけ、自由の手本となる」と述べたのである。そこで彼は、「民主的価値観の拡大は、世界にとって明確な利益」になると確言し、「日本とドイツの文化も民主的価値観を許容できないと言われた時期があった」と指摘して、第二次世界大戦で敗戦国になった両国を、「イラク民主化」の手本として引き合いに出した。

このように対イラク武力攻撃の方便に使われた日本とドイツの政府が、国際法・国連無視の戦争に対してとった態度は、あまりにも対照的であった。戦争放棄を憲法で定めている日本の政府は、平和的解決の追求という外交の基本的姿勢を放擲し、「初めに戦争ありき」と呼ぶべき米国の方針にひたすら追従した。小泉純一郎首相は、実際に攻撃が始まる前から、この侵略戦争への支持を繰り返し表明した。

他方ドイツ政府は、国連安全保障理事会の場で、武力行使反対の立場を貫いた。フランス・ロシアと連携しながら、最後まで査察継続を決然と主張したことは、「帝国」が圧倒的な軍事力を使って近代国際法体系を破壊してゆくことへの危機感から、既に開戦前に高揚していた内外の反戦世論に強く支持され、この国の国際政治上の威信を高めた。しかしながら問題は、この事実をもって、ドイツを安直に「平和国家」と呼ぶことのできない政治的な思惑・方策が存在したことにある。

本稿ではまず、ドイツが、表向きの態度とは別に、イラク戦争にどのように関与したのかを検証する。次いで、イラク戦争反対・ドイツ政府支持という段階に至るまで、外交・安全保障問題に関する国内の世論がいかなる変遷をたどってきたかを概観する。そこで、東西ドイツ市民の平和意識の隔たりを確認したうえで、数的には圧倒的少

数派である東独的価値観に、平和的手段による平和を実現するための積極的な役割を見出し、その淵源と今日的意義を考察することにする。

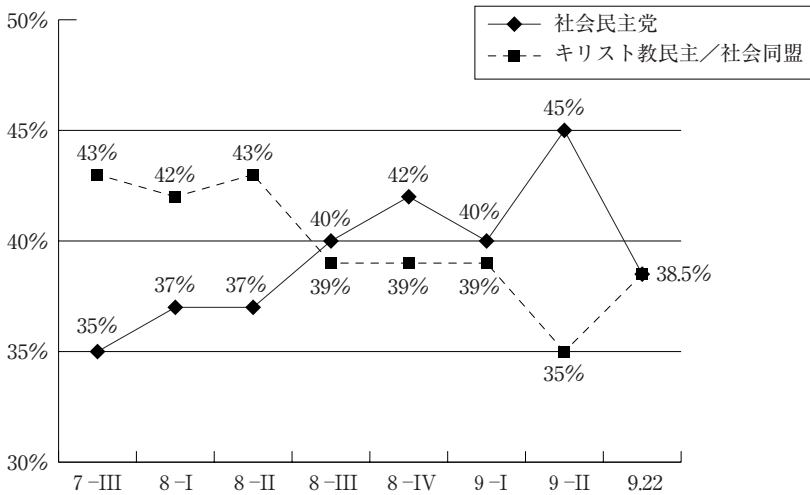
## 二 イラク戦争におけるドイツの二重戦略

### (1) 「帝国」の戦争遂行への実質的支援

ドイツのイラク戦争反対は、二〇〇二年連邦議会選挙と密接に関係する。九月二二日の投票を控え、劣勢を伝えられるゲアハルト・シュレーダー首相(社会民主党SPD)が、起死回生を狙ってイラク反戦を訴えたのである。<sup>(1)</sup>八月三日、本格的選挙戦の幕開けで、彼は、「政治的結果を考えず、中東全域の政治構想も持たずに、今イラクでの戦争を論じることには警告を発するしかない」と米国の戦争計画を手厳しく批判し、ドイツ内外を驚愕させた。副首相であるヨシユカ・フィッツシャー外相(90年連合/緑の党)も、同日、第二テレビ(ZDF)のインタビュで、「武力介入によりバグダードに政権交代をもたらさなければならぬというのは、誤った優先順位だ」と明言した。

エルベ川の氾濫に政府が迅速に対処したことに加え、与党がイラク戦争反対を公約の中心に据えたことで、二大国民党の支持率は、選挙戦終盤に急激に変化した(図1)<sup>(2)</sup>。八月二五日と九月八日、ドイツ総選挙史上初めて行われた首相候補補同士のテレビ討論で、シュレーダーが反戦の姿勢を、保守派エドムント・シュトイバー・バイエルン州首相(キリスト教社会同盟CSU)と異なり明快に打ち出したことも、功を奏した。九月第二週の調査では、ドイツのイラク参戦に関し、無条件の賛成はわずか四パーセント、国連の委託を条件とする賛成は四五パーセントで、絶対反対は五〇パーセントに達した。

図1 2002年連邦議会選挙終盤における二大国民党支持率の推移



8-Iは8月第1週の意

90年連合／緑の党の善戦もあり、「赤緑連合」は、こうして政権維持に辛くも成功した。投票日直前、ヘルタ・ドイブラー＝グメリン法相（SPD）が、ブツシュ米大統領をヒトラーになぞらえた報道に、留任断念を余儀なくされるハプニングも起こったが、それも与党にとって決定的なダメージとはならなかった。彼女は、内政問題から国民の目を逸らすために他国を攻撃しようとする両者の手口が似ていると発言したとされる。その当否はともかく、ネオリベラルのグローバル化路線を軍事的・警察的に推進する「グローバル・ファシズム」にあって、プロレタリア革命に対する恐怖からファシズムの人権抑圧を受け入れた一九三〇年代の中産階級と同様、今日の中産階級も、テロへの恐怖や発展途上国からの「不法」移民労働者への不安から、それによる人権抑圧を受忍しているとの指摘はきわめて重要と思われる<sup>(3)</sup>。

二〇〇三年に入り、ドイツは、引き続き米国の戦争政策に異を唱えつつも、その立場を、「イラク戦争への参加はない」から「イラク戦争への積極的参加はない」へ

と、微妙に変化させた。<sup>(4)</sup> というのも、前年一月二二―二三日、ブラハでのNATO首脳会談で、シュレーダー首相は、米軍による在独軍事基地の使用、ドイツ領空の通過を容認していたのである。彼は二月一日、ZDFに對し、「同盟国の移動の自由を制限できないし、仮にできても制限はしない」と言明した。

イラク侵攻の準備は、フランクフルト、ラムシュタイン、シュパンクダーレムの在独米軍基地で進められた。英軍は、ハノーファー―ランゲンハーゲンを飛行場として利用した。また、ブレーメン、ブレーマーハーフェン、ハンブルクなどの港からも、湾岸地域向けに軍需物資が送られた。ドイツに駐留する米兵七万一〇〇〇人、英兵二万三〇〇〇人のうち、それぞれおよそ半数が中東に移動したと言われる。ニュールンベルクの北東、グラーフエントールにある欧州最大の米軍演習場では、二〇〇三年一月末から二月初めにかけて、対イラク戦争を睨んだシミュレーション演習が実施された。

法曹界からは、侵略国のみならず、その領土で侵略国の戦争関連行為を黙認、あるいは支援する国家も、国際法に違反するとの見地から、ドイツにはこうした戦争準備の輸送等を禁じる義務があるとの声も挙がったが、シュレーダー政権の姿勢は変わらなかった。そしてイラク戦争中も、在独軍事基地は、トルコにある基地とともに、戦争遂行の中心的な戦略的意義を負うことになった。

また、ドイツ連邦軍の新たな任務として、在独米軍施設の警備が加わった。ただし、〇三年一月二四日以降、連邦軍兵士七〇〇〇名が、二年間、約一〇〇カ所の在独米軍施設全部を警護するという当初の目論見は修正を余儀なくされ、二六〇〇名が五九施設を警護することになった。

さらに、より直接的な戦争加担としては、クウェートに駐留する対ABC兵器部隊の増強、AWACS哨戒機のトルコ派遣、イラク戦争で負傷した米兵の連邦軍エアバスによる輸送などが挙げられる。このようにドイツは、外

交的次元では戦争に反対しながら、軍事面では侵略者を多角的に支援するという二重戦略を採用したのである。その目的が戦後復興事業への参画にあったことは、言うまでもない。

(2) 知られざる「ミラージュ計画」

他方、ドイツはフランスとともに、イラクを事実上国連の保護領とする計画も練っていた。米英によるイラク侵攻の約一カ月前、フィッシャー外相が議長を務めた国連安全保障理事会で、ドミニク・ドヴィルパン仏外相が「戦争と占領と蛮行を体験した古い国」として、国連における理想と良心を擁護する立場から査察継続を訴え、議場後方の各国外交官から総立ちの拍手を浴びた(二月一四日)頃、両国はいわゆる「ミラージュ計画」を画策していた。<sup>(5)</sup>それは、

- ・ 査察団メンバーの三倍増
  - ・ 仏独米による空中偵察活動
  - ・ 飛行禁止区域のイラク全土への拡大
  - ・ フェイン政権の武装解除を現場で監視する国連恒久調整官の設置
  - ・ 原油横流しを阻むための隣国との協定や、先進国への輸出規制の強化など、あらゆる違反への制裁
  - ・ フェイン政権の決議違反・人権侵害に関する国連特別法廷の設置
  - ・ 国連平和維持軍によるイラクの管理、査察官への同行、街頭での歩哨、疑わしい輸送の取り締まり
- を骨子とした。

なるほど「ミラージュ計画」は、ひたすら一方的武力行使に突き進む米国の路線とは異なり、国連の多国間主義

表1 統一ドイツの同盟関係に関する  
国内世論 (1990年6月)

	西	東
NATO 残留	52%	31%
中立は可能	32%	51%

二〇〇三年四月四日に放送された第一テレビ (ARD) の世論調査によると、ドイツ市民の八〇パーセントはイラク戦争を「不当」と断罪し、「正当」と見なしたのはわずか一四パーセントにすぎなかった。<sup>(6)</sup>これを東西別に見ると、戦争反対派は西独七八パーセント、東独八七パーセントとなる。どちらも圧倒的多数には違いないが、九ポイントの差をめぐっては、評価の分かれるところであろう。いずれにせよこの数値は、イラク戦争の段階に至って、平和に関する東西ドイツの世論が著しく接近した、より正確に言うなら、西の世論が東に近づいたことを意味している。

に立脚はしている。しかしそれは、当初からイラク側の同意を求めない、対等性・平等性無視の政策であった。そこには、欧米流統治モデルの優越性を信じて疑わない精神的態度も垣間見える。しかも、仮に国連平和維持軍のイラク進駐を認める安保理決議をフセイン政権が拒否すれば、米軍による攻撃が是認されていたのである。国際的な反戦世論を後ろ盾とした独仏両政府にとって、「ミラージュ計画」が結果的に日の目を見なかったのは幸いだったと言える。

このような裏面は確認しつつも、「赤緑連合」が国民の平和意識に訴えて選挙戦に勝利したことの意義は、やはり大きいと評価すべきである。そこで次章では、戦争と平和の問題に直接関わるテーマに即して、一九九〇年の統一以後、ドイツ世論がどう推移したのかを見ることにする。

### 三 平和をめぐる東西世論の懸隔



表2 徴兵制をめぐるドイツ世論

	西				東			
	91.3	91.11	95.4	00.6	91.3	91.11	95.4	00.6
維持すべき	50%	38%	55%	48%	34%	34%	52%	43%
廃止すべき	36%	48%	29%	40%	56%	49%	35%	41%

(1) 統一直後からの落差

そもそも、ドイツ統一の国際的枠組みを定めたのは、いわゆる「2+4条約」(一九九〇年九月一二日モスクワで調印。正式には「ドイツ問題の最終解決に関する条約」)である。そこで、統一ドイツは「憲法と国連憲章が一致した場合を除き、武力を行使しないことを宣言」し(第二条)、また国防力に関して、ABC兵器を製造・保有・管理せず、兵力を東西合計六〇万人弱から三七万人までに削減すると約束した(第三条)。他方で、この条約によってドイツが同盟に加わる権利は規制されないとして(第六条)、統一ドイツのNATO残留が認められた。一方、ドイツの国民世論は、統一後のドイツがNATOの一員となるか、それとも中立を志向すべきかで、東西で対照的な傾向を示していた(表1)<sup>(7)</sup>。また、「制服を着た市民」と称される連邦軍の新兵補充の方法をめぐることも、東西の世論は、当初ほとんど正反対の傾向を示し、その後も東は徴兵制廃止を主張する割合で、常に西を上回った(表2)<sup>(8)</sup>。

一九九一年一月一日に始まった湾岸戦争は、統一直後のドイツに深刻な影響を及ぼした。開戦前後から若者を中心に、「石油のために血を流すな!」をスローガンとする反戦運動が活発化した。国内には、「迫り来る終末、世界の滅亡、軍事行動と環境破壊による世界の終焉を憂う声がかつてあふれていた」という<sup>(9)</sup>。事実、九一年二月現在、東独市民の六八パーセント、西独市民の六〇パーセントが、湾岸戦争から不安を覚えると答えている<sup>(10)</sup>。

戦争終結後、ドイツは、九〇億ドルもの戦費負担をしたにもかかわらず、軍事面での不貢献を米国などから強く批判された。ここに、戦争拒否と西側同盟という戦後西独が保持してきた

表3 湾岸戦争に関するドイツ世論（1991年2月）

	西	東
フセインは権力欲から自国民を犠牲にしている。	73%	61%
戦争は環境破壊を引き起こし、皆が敗者となる。	71%	64%
戦争はすべてサダム・フセインのせいだ。	58%	43%
ドイツの毒ガスがイスラエルを脅かしているの、私は恥ずかしい。	54%	57%
世界は今団結し、連合軍を支持する必要がある。	50%	31%
経済制裁ではフセインを抑えられず、戦争は不可避だった。	48%	35%
時々で戦争を進めたりサボったりすれば、ドイツは誰からも好かれぬ。	46%	26%
戦争は政治的手段ではなく、政治家たちは交渉のテーブルに戻るべきだ。	41%	53%
イスラエルの存続がかかっており、今は同国を支持すべきだ。	39%	20%
ドイツ人こそ、フセインのような独裁者の失脚に全力を尽くすべきだ。	35%	26%
米軍の爆弾は、やはり主に民間人に落とされている。	29%	40%
米国にとって湾岸地域で重要なのは、石油だけだ。	23%	37%
サダムの軍拡は出来ても、被害の除去の場合は自重すべきだ。	23%	17%
湾岸戦争は即時無条件で終わらせるべきだ。	23%	37%
ドイツはこの危機で嘆かわしい態度をとっている。	21%	20%
どんな場合でも関与せず、連合軍を資金でも支援すべきでない。	26%	35%

二大原則の間で、重大なジレンマが生じた。湾岸戦争で、ドイツ企業がイラクに売り込んだ毒ガスがスカッド・ミサイルでイスラエルに放たれるという報道は、戦後ドイツ人の「原罪」意識を刺激し、「クウェート解放」という「大義」とあいまって、反戦の気運に冷水を浴びせた。

ここでも、東と西の政治的態度は対照的であった。西では、「歴史の経験に照らして、サダム・フセイン打倒に寄与するのがドイツ人の道義的義務だ」と考える市民が四七パーセントに達し、「米国支援は道義的義務に当たらない」と考える三四パーセントを凌駕したが、東ではそれぞれ三二パーセント、四三パーセントと、反対の傾向を示した。<sup>11)</sup>より一般的に、歴史の教訓として、ドイツは戦争不参加と独裁者撲滅のどちらを優先すべきかについても、西ではそれぞれ三六パーセントと五〇パーセント、東ではそれぞれ五八パーセントと三八パーセントであった。<sup>12)</sup>湾岸戦争自体に対

する見方も、西では多国籍軍支持、同盟への忠誠を重視する意見が目立ったが、東では、紛争の政治的解決を望み、民間人の犠牲を悼む声が比較的多数を占めた(表3)<sup>(13)</sup>

東西世論のズレを象徴する人物としては、西独の代表的評論家ハンス・マグヌス・エンツェンスベルガーと、東独ライプツィヒ・ニコライ教会のクリスティアン・フューラー牧師が挙げられる。元来批判的知識人の一人に数えられていたエンツェンスベルガーは、週刊誌『シュピーゲル』一九九一年二月四日号に、フセインを純粋な殺戮者という意味でヒトラーの再来と位置づけ、多国籍軍の攻撃を支持し、「反米主義」の反戦運動に非難を浴びせた。他方、「武器なしに平和を創造する」をモットーとする一九八〇年の平和旬間に生まれたニコライ教会の「平和の祈り」を八二年より毎週月曜日に開催し、「万人に開かれた」教会から発生した「月曜デモ」を通じて、一九八九年東独国家(DDR)における「平和革命」の導火線のな役割を果たしたフューラー牧師は、「非暴力」の意義を想起させ、戦争反対の運動を精力的に組織した。

湾岸戦争を経て、ヘルムート・コール(キリスト教民主同盟CDU)政権は、国連の平和維持活動に連邦軍を参加させる方向に方針を転換した。これに対し、ドイツの世論は一九九二年三月現在、西では、「ドイツも国連平和維持軍に参加して責任を果たすべきだ」という意見が相対的に多数(四五パーセント)を占め、「自国の歴史に鑑み、平和維持軍には参加せず、経済的・政治的な影響力の行使にとどめるべきだ」(三七パーセント)を相当上回ったが、東では、後者が過半数(五七パーセント)で、前者(二六パーセント)を倍以上引き離した。<sup>(14)</sup>

(2) 本格化する連邦軍派兵をめぐる

ドイツの軍事的「国際貢献」は、一九九四年七月一二日、連邦憲法裁判所の判決によって新たな段階を迎えた。

表5 NATO軍のボスニア  
空爆に対するドイツ  
世論 (1995年9月)

	全独	西	東
歓迎する	51%	56%	31%
間違いだ	33%	28%	52%

表4 NATO軍のボスニア・湾岸地域介入に  
連邦軍が参加することをめぐるドイツ世  
論 (1995年9月・1996年9月)

		全独	西	東
ボスニア	参加すべきだ	45%	50%	25%
	参加すべきでない	43%	38%	64%
湾岸地域	参加すべきだ	50%	53%	39%
	参加すべきでない	32%	29%	46%

すなわち、同裁判所は、連邦議会の過半数の賛成を条件としつつも、NATO域外への連邦軍派兵（いわゆる *out of area*）に合憲の判決を下したのである。これを受け、政府は早速、国連の対新ユーゴ経済制裁を監視するためアドリア海に派遣している海軍に武力行使を認める閣議決定を行い、議会の承認を得た。翌年六月三〇日、連邦議会は、初の連邦軍域外派兵であるボスニア派兵を、賛成三八六票、反対二五八票、棄権一一票で可決した。

海外派兵の容認に向け、政治姿勢を最も変化させた政党は、結党時「非暴力」を基本原則の一つに掲げていた90年連合／緑の党であった。一九九五年一月二日のブレーメン党大会は、ボスニア戦争に関連し、連邦軍の国連平和維持活動への参加を肯定した。また、民族虐殺・婦女暴行阻止のために武力行使を認める案は、否決はされたものの、三八パーセントの賛成を集めた。四日後の連邦議会でも、同党の一部議員が、NATOを中心に編成された重装備のボスニア平和履行軍（IFOR）へのドイツの参加を支持し、全体としては賛成五四三票、反対一〇七票、棄権六票で、政府案が承認された。

しかし一般の世論は、この時期なお、ボスニアでのNATOの戦闘行為にドイツも参加すべきか、あるいは、湾岸地域で新たな紛争が起こり、NATO軍が派遣されれば、ドイツも同じ義務を負うべきかという問題について、なお東西で分裂していた（表4）<sup>15)</sup>。一九九五年七月二六日、国連より空爆権限を委譲され、N

表6 国連の委任による連邦軍出動のありかたをめぐるドイツ世論

	全 独			西		東	
	92	96.7	00.8	96.7	00.8	96.7	00.8
連邦軍は、国連が委任した出動に、NATO 指揮下で無制限に参加すべき	18%	29%	37%	32%	40%	19%	28%
連邦軍は、国連が委任した出撃でなく、平和維持の出動にのみ参加すべき	41%	44%	32%	45%	32%	39%	32%
NATO 出動地域以外の行動に、連邦軍は関与すべきでない	30%	18%	20%	14%	19%	32%	26%

表7 ドイツの平和確保にとって重要なことから (1996年7月)

	全独	西	東
NATO 加盟国であること	62%	64%	54%
アメリカとの良好な関係	54%	57%	41%
欧州統合の進展	52%	52%	55%
国連	44%	44%	42%
ロシアとの良好な関係	41%	44%	33%
ロシア情勢の安定	37%	37%	37%
東欧における戦争の終結	34%	32%	42%
連邦軍	31%	32%	28%
東欧諸国の経済好転	29%	29%	33%
低開発諸国への援助	18%	18%	19%

だという意見が、西よりはるかに多かった(表6)<sup>(17)</sup>。同じ時期、ドイツ人が今後も平和で暮らせるための要件を問われ、東独市民は、NATO 帰属や対米関係に対する逡巡を示した(表7)<sup>(18)</sup>。動地域以外の行動は控えるべき

A T O が八月三〇日未明に開始したボスニア・セルビア人勢力支配地域への空爆に対しても、西では過半数が「支持」、東では過半数が「不支持」であった(表5)<sup>(16)</sup>。それからほぼ一年後の一九九六年七月時点でも、国連の委任による連邦軍出動のありかたをめぐって、東では、N A T O 出

(3) コンヴォからアフガンへ  
冷戦後の世界では、とりわけ近年、大国による一方的な武力行使が目立っている。一九九九年三月には、コンヴォにおける「人道的危機」を理由に、国連の承認を経

表8 NATOのコソヴォ介入の仕方をめぐるドイツ世論 (1999年5月)

	全独	西	東
最初から地上軍も投入すべきだった。空爆だけで目的は達せられない。	16%	18%	9%
空爆で十分。地上軍の投入は危険すぎる。	42%	46%	25%
空爆ですらやりすぎ。NATOは軍事介入してはならなかった。	31%	24%	57%

表9 NATOのあり方をめぐる東西ドイツ世論の隔たり (1999年6月)

	全独	西	東
人道的介入も NATO の任務だ	47%	52%	26%
NATO は純粋な防衛同盟であるべきだ	36%	31%	55%
NATO はより利益をもたらす	43%	48%	24%
NATO はより不利益をもたらす	17%	13%	32%

ないまま、NATOがユーゴスラヴィアを空爆し、二〇〇一年一〇月には、「9・11」に対する「自衛権の行使」という名目で、米英がアフガニスタンを攻撃した。  
ユーゴ空爆は、ドイツにとって、第二次世界大戦後初めて公式に行われた実戦参加であった。よりによって、もともと反戦・平和運動と繋がりの深い「赤緑連合」が、国連を無視した戦争に加担したことの衝撃は大きく、国際法、基本法第二六条、<sup>(19)</sup>刑法第八〇条に違反した廉で、首相

・外相・国防相を告発する動きが相次いだ。<sup>(21)</sup>五月一三日、90年連合／緑の党のビーレフェルト臨時党大会では、フィッシャー外相の右耳に赤い絵の具入りの風船がぶつけられる騒ぎも起こった。<sup>(22)</sup>

この未曾有の事態に対する国内の反応も、東西で正反対であった。ユーゴ空爆に対し、西独市民の六四パーセントが賛成したが、東独市民は五六パーセントが反対した（賛成は四〇パーセント）。<sup>(23)</sup>コソヴォ紛争におけるドイツ政府の態度についても、一九九九年四月現在、西は支持六六パーセント、不支持二〇パーセントであったが、東では不支持五六パーセント、支持二七パーセントであった。<sup>(24)</sup>

コソヴォにおけるNATOの介入の仕方や、「人道的介入」そのものの是非、NATOの評価についても、東西の見解は鋭く対立した（表8・表9）。<sup>(25)(26)</sup>二〇〇二年一月時点でも、西独市民では、

表10 「9・11」への対応の仕方をめぐるドイツの世論 (2001年10月)

	全独	西	東
テロは文明社会全体に向けられたものなので、欧州や他の国々は米国と共同でも軍事的対抗措置をとる必要がある。	45%	50%	25%
軍事攻撃はあるべきでない。紛争はあくまで平和的手段で解決すべきだ。	36%	34%	46%
テロはまず米国に向けられたものなのだから、米国が軍事的対抗措置をとるべきだ。	14%	12%	21%

NATO信頼派が五七パーセント、不信派が三一パーセントだが、東独市民の場合は、それぞれ三四パーセント、五一パーセントと、基本的な構図に変化は見られない。<sup>(27)</sup>

「9・11」は、ドイツ社会にも多大のショックを与えた。それに対する反応として、西では、「欧州諸国なども米国と共同で対抗措置をとるべきだ」という意見が多数だったのに対し、東では以前と同様、紛争の平和的解決を求める声が多かった(表10)。<sup>(28)</sup>

実際に一〇月七日に始まった米英のアフガニスタン攻撃についても、西が同情的であったのに対し、東は批判的であった(表11)。<sup>(29)</sup> 「9・11」を受けて米国への「無制限の連帯」を表明したシュレーダー首相は、一月一六日、自らの信任問題と絡めて、アフガニスタン派兵の是非を連邦議会の採決に付託した。

派兵問題と信任問題が絡んだ背景には、NATOのマケドニア介入に連邦軍が参加することの是非を問う連邦議会の採決があった。同年八月二九日、議会は、賛成四九七票、反対一三〇票、棄権八票で、政府案を承認した。しかし、SPDから一九名、90年連合／緑の党から五名が造反したため、「赤緑」単独での過半数には達しなかったのである。

そして、一月一六日の採決では、本来派兵を支持する保守・リベラル派が決議に反対し、逆に派兵をためらう一部与党議員が賛成に回るという奇妙な状況が生まれた。そこで90年連合／緑の党は、政府方針に反対する議員を四人に抑え、過半数をわずかに二票上回る三三六対三二六という僅差で政局を乗り切った。こうして実現したアフガ

表11 アフガニスタン攻撃への態度 (2001年11月)

	全独	西	東
アフガンにテロリスト擁護を許さないと示す以外、米国に選択肢はなかった。	53%	56%	38%
武力行使によるタリバン壊滅でのみ、アフガンの政治的再出発が可能だった。	47%	51%	37%
結局市民が苦しむので、武力行使は拒否すべきだ。	31%	27%	46%
米国は、イスラム諸国民を憤激させ、状況をさらに悪化させた。	30%	26%	46%
ドイツは武力行使に参加すべきでない。	30%	27%	43%
武力行使は何ももたらさない。アフガンのような国に対し勝利はない。	29%	28%	35%
テロ撲滅に武力行使は間違った手段だ。イスラム諸国に開発援助すべきだ。	26%	23%	37%
全体が一つの大きな戦争に至るだろう。	22%	21%	24%
ドイツは大国なのだから武力行使に参加すべきだ。	20%	22%	13%

表12 アフガニスタン平和維持部隊への連邦軍参加に関する賛否 (2001年11月)

	全独	西	東
賛成	51%	57%	27%
反対	34%	28%	56%

来起こる可能性につ  
間で深刻な紛争が將  
とイスラム世界との  
西洋キリスト教世界  
明間の一種の戦争、  
年一月の時点で、文  
れている。二〇〇二

ニスタン平和維持部隊への連邦軍参加であるが、これをめぐっても、やはり東西で評価は完全に食い違った(表12)<sup>30)</sup>。覇権国家・米国が巨大な軍事力の維持を正当化するのに、軍事面のテロリズムとともに格好の標的となったのが、文明面のイスラムである。言うまでもなく、サミュエル・ハンチントンの「文明の衝突」論は、「9・11」を、自由と民主主義に基本的価値を置く西欧文明へのイスラム文明の挑戦と解釈する素地を形成した。この理論は、東独では、西独よりもはるかに冷ややかに受け止められて



いて、西独では肯定派と否定派が拮抗（ともに四三パーセント）しているのに比して、東独市民の間では「起こらないと思う」（四八パーセント）が「起こると思う」（三〇パーセント）を大きく引き離した。<sup>(31)</sup>

以上見てきたような東西ドイツ間の平和意識の隔たりは、二〇〇二年五月のブッシュ訪独を前に急速に縮まった。ベルリンでは、八万人以上が反ブッシュ・デモに結集し、内外の注目を集めた。もつとも、このデモに対する一般のドイツ市民の態度はむしろ冷淡で、来訪前日（二一日）に行われた調査によると、デモに理解を示したのは、西では三七・〇パーセント、東では三五・九パーセントと、東西の差がほとんどなかった。<sup>(32)</sup>これは、「9・11」の衝撃で、その原因に関する理性的な議論や必要な政治的变化が妨げられ、多くのドイツ人が「反テロ戦争」を「西側世界」の防衛と受け止め、これとブッシュ個人とを一体化させて捉えたためだと解釈されている。

しかしながら、グローバル軍事覇権主義を推進するブッシュ政権に対し、ドイツの世論は、決して好意的だったわけではない。二〇〇二年四月の世論調査によると、「米国は他国に干渉しすぎる」という意見は、一九九三年一〇月より八ポイント増（六八パーセントから七六パーセント）、「米国が世界の紛争地帯に介入するのは、自国の利益のためだけだ」は七ポイント増（五八パーセントから六五パーセント）と、米国批判の声が明らかに高まった。<sup>(33)</sup>このデータでは、東西別の数値は不明であるが、少なくともそれまでのような正反対の結果でなく、東西ほぼ同様だったと推測される。

イラク戦争を経て、米国への好感度は、東西ドイツ双方で低下した。二〇〇三年七月、「米国人が好き」と答えた割合は、西では二年前に比べ二二ポイント減（五四パーセントから四二パーセント）、東では一三ポイント減（四〇パーセントから二七パーセント）となった。<sup>(34)</sup>それに対応して、米国による安全保障よりも対仏協調を重視する比率が、西四九パーセント、東五九パーセントに増加した。<sup>(35)</sup>

#### 四 東独市民の「平和志向」の背景

「ドイツ統一」の実態は、西独によるDDRの吸収合併であった。政治・経済・社会のあらゆる領域で、エリート層は西独出身者によって占められた。<sup>(36)</sup> 東独市民は、「二級市民」として、その経歴や価値観、生活意識をことごとく否定された。それにもかかわらず、なぜ東独市民の多くは、支配的言説に抗して、西独市民と異なる平和意識を抱き続けているのだろうか。

まず、冷戦の影響が考えるが、これは二つに大別できよう。第一に、東西の対立関係が今なお人々の政治意識に影響し、かつて敵対関係にあったNATOや連邦軍を肯定的に受け入れられないという側面である。「自由主義陣営」の盟主である米国は、DDRでは、帝国主義支配と文化的退廃の中心と見なされ、統一後も市民の多くは、「アメリカン・ドリーム」を例外として、おおむね批判的な米国イメージを抱いていた。<sup>(37)</sup> 駐留米軍は「友人・同盟者」ではなく「占領者」と見なされ、また連邦軍についても、その必要性を認める割合は西独よりかなり低かった。しかし、そうした敵のイメージが墨守されるとするなら、旧体制への回帰願望が露わになるうし、そもそも東独大衆が併呑型の「統一」を渴望したことの説明がつかない。そこで、冷戦が及ぼした別の影響に目を向ける必要がある。

冷戦の特に前半期、西側では「平和」の語がタブー視されたのに対し、東側では「平和」の価値が強調された。<sup>(38)</sup> DDRでは、建国初期から平和運動が国家的に組織化された。その上部組織は、一九四九年五月に発足した「平和闘士ドイツ委員会」(Deutsches Komitee der Kämpfer für den Frieden)を引き継いだ「ドイツ平和委員会」(Deutsches Friedenskomitee)として、一九五〇年五月にベルリンで設立された。それはさらに、五三年より「ド

イツ平和評議会」(Deutscher Friedensrat)、六三年六月より「DDR平和評議会」(Friedensrat der DDR)と云う名称で、世界平和評議会の一員として、平和・国際緊張緩和・軍縮を求める国際運動の一翼を担った。代表は、初代が、科学アカデミー総裁にもなった物理学者ヴァルター・フリードリヒ、次いで一九六八年から八九年まで、元イエーナ大学学長の化学者ギュンター・ドレファールが務めた。

DDRの平和運動は、著名な女流作家アンナ・ゼーガースらの関与もあって、声望が高かった。一九六九年六月二一―二四日には、ベルリンで、世界平和集会(Welttreffen für den Frieden)が開かれた。ゲエン・ティ・ビン南ヴェトナム臨時革命政権外相や、西独の指導的神学者マルティン・ニーメラーら、一〇一カ国から一一〇二名が参加したというこの会議は、ホスト国DDRにとって、外交的閉塞状態を脱し、国際舞台へと飛躍する一つの契機となった。軍縮・民族独立・反植民地主義・反人種主義・反ファシズムの運動は、しかし、「官製運動」として、支配政党(社会主義統一党||SED)の指導を仰ぎ、「帝国主義と戦争」に対抗する「平和と社会主義」の国家ドクトリンに資することが求められた。平和と社会主義との関係は、あるSED政治局員・国家評議会メンバー(当時)の著作の表題が示すとおり、「社会主義が強まれば強まるほど、平和が確かになる」という一面的なもので、その意味で、「平和」の主張は、現存社会主義体制によって道具的に利用された<sup>(39)</sup>。その証拠に、平和主義は、戦争の階級的性格を考慮しないブルジョワ・イデオロギーとして否定された。

異論を認めない政治的不寛容が平和を保証するというかのごときDDRの教条主義は、八〇年代半ば、個人の人權と平和を結びつける市民運動を却って生み出した。DDRの自由化・民主化を求める異論派の運動と、国際環境の変化とを背景に現出したのが、「平和革命」である。とりわけ、反政府運動の高まりに対し、流血の「中国式解決」が懸念された一九八九年一〇月九日のライプツィヒは、非暴力に徹することの強さを内外に示したのであった。

この「平和革命」の精神的遺産は、今日なお東独的価値の重要な要素を構成していると思われる。

統一後の相当期間、東西ドイツ間の意見対立は、「東独市民は、民主主義や市場経済を理解していない」と、彼らの意識の「遅れ」によって説明された。勝者である多数派の西は、敗者である少数派の東から何も学ぶ必要はないという暴論も公然と飛び交った。しかし、グローバル化における社会矛盾の増大と剥き出しの「力の支配」の現出は、社会的公正や非暴力の東独的政治文化の意義を再認識させることになった。<sup>(40)</sup>

## 五 むすびにかえて

二〇世紀後半の特徴として、「平和」は、東独では断然二位（八四パーセント）、西独でも「繁栄」（八一パーセント）に次ぐ二位（七七パーセント）の座を占めていた。<sup>(41)</sup> 二一世紀に入り、同じくらい多くの人がそのイメージをお共有しているとはとても思われない。ある意識調査によると、二〇〇四年、ドイツ人の不安度は、一（全く不安なし）から七（とても大きな不安）の平均四・三五で、一九九一年の調査開始以来、前年（四・四二）に次いで二番目に高かった。<sup>(42)</sup> 不安の多くは、失業・インフレ・経済状態など、身近な社会問題に起因しているが、対外問題でも三五パーセントがテロ、二四パーセントがドイツの参戦に「大きな不安」を抱いている。<sup>(43)</sup>

ところが、連邦議会レベルでは、九〇年代後半以降、内政分野も含め、各党間の「コンセンサス」が顕著に進んでいる。これは、冷戦終焉後、ドイツの政治階級が、グローバル化を原則的に受容していることの反映と言える。そして、社会国家の改造に代表される国内政治が、アングロサクソン型ネオリベラル・モデルの垂流でしかないとすれば、米国の地政戦略上の覇権を断固拒絶する理由もないのである。

ネオリベリズムによるグローバル化は、資本・商品・サービスの流れの自由化、公的部門の民有化、規制緩和

などの措置を通じて、必然的に敗者を生み出し、その生存基盤すら破壊する、経済的・社会的不安定化のシステムである。地域の不安定化がネオリベラル戦略の貫徹に不都合だったり（ソマリア）、豊かな資源や地政学的状況から、西側諸国に協力的でない国家が出現すると（アフガニスタン、イラク）、しばしば国際的な軍事介入が強行されている。

グローバル資本の展開をグローバルな覇権秩序によって保証する志向性は、既に一九九九年四月二四日のNATO新戦略概念で明確に打ち出されている。米国は、軍事のグローバル化に対応して、二〇〇三年四月に米軍の再編計画指針を発表、ドイツも、国防より国際活動を優先させる連邦軍の再編案を提起した。二〇〇四年三月一日にペーター・シュトルツク国防相（SPD）が連邦議会で表明したところでは、連邦軍は、二〇一〇年までに、伝統的な陸海空の編成から、平和強制に携わる三万五〇〇〇人の「介入部隊」（Eingriffskräfte）、平和確保に携わる七万人の「安定化部隊」（Stabilisierungskräfte）、後方支援に携わる一三万七五〇〇人の「支援部隊」（Unterstützungskräfte）へと改組する<sup>(44)</sup>。二〇〇二年三月六日、アフガニスタン国際治安支援部隊（ISAF）の一員として首都カブールに駐留していた二名がミサイル爆発事故の犠牲となつて以来、これまで外国出国で死亡したドイツ兵の数は五〇名以上に達するが、「政党カルテル」はお構いなしに、基本法第二六条からの乖離を進めている。

ハンブルク大学付属平和研究・安全保障政策研究所、ヘッセン平和紛争研究財団（フランクフルト・アム・マイン）など、ドイツの五つの平和研究所が共同で編纂する年次報告は、こうした傾向を厳しく批判している<sup>(45)</sup>。ドイツ政府の外交・安保政策は「戦略的理性と軍事的野心の間」で矛盾を来し、「世界中で戦争遂行」する能力のある軍隊の創出は、憲法の要請を破壊するだけでなく、安保政策上説得的な需要分析に基づいていないのである。

ネオリベラルの「グローバル経済」と「帝国」主導の「反テロ戦争」は、世界中で貧富の格差を拡大し、人々の

安全を脅かしているが、反面、困窮と不安の構造に立ち向かう運動もまた、グローバルなネットワークを築きつつある。ドイツの平和運動は、90年連合／緑の党が、コソヴォおよびアフガニスタンの問題で、武力行使反対の原則的立場よりも政権維持を優先させたことで、政治階級との接点を失ったものの、グローバルizm批判の運動との国際的連携に活路を見出している。二〇〇一年一〇月一三日、アフガン戦争反対のデモに五万人、〇三年二月一五日、イラク戦争反対のデモに五〇万人を集められたのは、その成功例と言える。

イラク戦争での二重戦略に成功した後、ドイツは、「軍事的野心」を募らせ、自国および欧州の軍事化を進めてゆくのだろうか。安全をもっぱら軍事的次元で捉え、「防衛」概念を根本的に変質させ、予防戦争すら肯定して「グローバル・ファシズム」に加担するような政策は、根本的に再考される必要がある。<sup>(46)</sup>「人権」・「大量破壊兵器」等々で二重基準を設けつつ、軍事力を背景に、地球大で最大限の権力・影響力・経済的膨張を目指したところで、それは、絶滅の危険に晒されている人類という種を、さらに破局の方向に追いやることにしかない。

そもその問題は、イラク戦争への反対如何ではなく、政治の手段としての戦争それ自体を是認するかどうかにある。武力信仰に基づく暴力の連鎖から脱却し、平和的手段による平和の実現を目指すには、東独市民の経験的主張が今こそアクチュアリティを増していると思われる。

【本稿は、獨協大学の特別研究助成による共同研究の成果の一部である。】

- (1) Vgl. Jürgen Elsässer, *Der deutsche Sonderweg. Historische Last und aktuelle Herausforderung*, Kreuzlingen / München 2003, S.11-17.
- (2) Vgl. Forschungsgruppe Wahlen, *Politbarometer. Repräsentative Umfrage*, KW 30, KW 32, KW 33, KW 34, KW

- 35, KW 36 und KW 37.
- (3) 武者小路公秀「テロバル・ファシズム——問題と対策」『アンシエ21ニュースレター』二〇〇四年二月号。
  - (4) Tobias Pfleger, Zwiespältiges: Die deutsche Rolle im Irakkrieg, in: *Wissenschaft und Frieden*, 02 / 2003.
  - (5) *Der Spiegel*, 10. Februar 2003, S.95 f.
  - (9) Deutschland-Trend, April 2003, [http://www.tagesschau.de/thema/0,1186,OID\\_1709058\\_NAV\\_REF\\_00.html](http://www.tagesschau.de/thema/0,1186,OID_1709058_NAV_REF_00.html)
  - (7) *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1984–1992*, Bd. 9, München / Allensbach 1993, S.1073.
  - (8) Ebenda, S.1055, *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1993–1997*, Bd.10, München / Allensbach 1997, S.1123 und *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1998–2002*, Bd. 11, München / Allensbach 2002, S.975. Vgl. *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 14. Juni 1995, S.5.
  - (9) イアン・ブルブ『戦争の記憶 日本人とドイツ人』TBSブリタニカ、一九九四年、一八〜一九ページ。Ian Buruma, *Erbschaft der Schuld. Vergangenheitsbewältigung in Deutschland und Japan*, Reinbek 1996, S.24.
  - (10) *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1984–1992*, a.a.O., S.1091.
  - (11) Ebenda, S.1088.
  - (12) Ebenda, S.1088 f.
  - (13) Ebenda, S.1090.
  - (14) Ebenda, S.1094.
  - (15) *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1993–1997*, a.a.O., S.1147.
  - (16) Ebenda, S.1147.
  - (17) Ebenda, S.1143 und *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1998–2002*, a.a.O., S.979. Vgl. *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 21. August 1996, S.5.
  - (18) *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1993–1997*, a.a.O., S.1102.
  - (19) 「(一) 諸国民の平和的共存を阻害するおそれがあり、かつこのような意図でなされた行為、とくに侵略戦争の遂行を準備する行為は、違憲である。これらの行為は処罰される。」

- (二) 戦争遂行のための武器は、連邦政府の許可があるときにのみ、製造し、運搬し、および取引することができる。詳細は、連邦法で定める。」
- (20) 「ドイツ連邦共和国の参加すべき侵略戦争を準備し、かつ、これによってドイツ連邦共和国にとり戦争の危険を引き起こした者は、終身自由刑または一〇年以上の自由刑に処せられる。」
- (21) ただし、総選挙と「赤緑政権」発足の狭間の一九九八年一〇月一六日、旧連邦議会が、コソヴォ紛争に絡んで、トルネード戦闘機一四機と兵員五〇〇名をNATO指揮下に置き、ユーゴを攻撃できるよう決定していた。この手続きの疑わしい採決は、しかし、票数では賛成五〇〇票、反対六二票、棄権一八票と明白な結果となった。
- (22) この党大会では、NATOの空爆の一時停止を求める動議が四四四票を集め、一方的即時無期限停止の三一八票を上回った。
- (23) *Süddeutsche Zeitung*, 17./18. April 1999, S.13.
- (24) *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1998-2002*, a.a.O., S.988.
- (25) Ebenda, S.989.
- (26) *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 16. Juni 1999, S.5.
- (27) *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1998-2002*, a.a.O., S.987.
- (28) Ebenda, S.995.
- (29) Ebenda, S.996.
- (30) Ebenda, S.990.
- (31) Ebenda, S.998.
- (32) Dietmar Wittich, Grollen im Container. Umfragen zu den Demonstrationen während des Bush-Besuches, in: *Freitag*, 31. Mai 2002.
- (33) *Der Spiegel*, 18. Mai 2002, S.27 f.
- (34) *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 23. Juli 2003, S.5.
- (35) Ebenda, 14. Mai 2003, S.5.



- (36) フリッツ・フィルマー「東独エリートの社会的抹殺と差別」フィルマー編『岐路に立つ統一ドイツ 果てしなき「東」の植民地化』青木書店、二〇〇一年参照。
- (37) 拙稿「ドル帝国主義」インディアン映画、国産コーラ——東ドイツにおけるアメリカ像」『20世紀のアメリカ体験』青木書店、二〇〇一年参照。
- (38) Vgl. Johan Galtung: *Die andere Globalisierung. Perspektive für eine zivilisierte Weltgesellschaft im 21. Jahrhundert*, Münster 1998, S.188.
- (39) Vgl. Werner Krolikowski, *Je stärker der Sozialismus — desto sicherer der Frieden. Ausgewählte Reden und Aufsätze*, Berlin 1988.
- (40) 投票行動や政治文化における西独の東独への接近については、拙稿「東風は西風を圧する」か？ 東独から見た一九九八年連邦議会選挙」『ドイツ研究』第二八号（一九九九年六月）三三二～三三三ページ参照。
- (41) 一九九五年三月の調査。Allensbacher *Jahrbuch der Demoskopie 1993-1997*, a.a.O., S.530.
- (42) *Frankfurter Rundschau*, 9. September 2004.
- (43) <http://www.ruv.de/index.htm?url=/sitemap/stemap.htm%3Fhome%3Dyes>
- (44) *Das Parlament*, 15./22. März 2004. ちなみに、ケルンの枢機卿ヨアヒム・マイスナーは「この年の一月二二日、連邦軍はドイツ最大の平和運動」と祝福し、軍再編の精神的な露払いをした。
- (45) Vgl. Christoph Weller / Ulrich Ratsch / Reinhard Mutz / Bruno Schoch / Corinna Hauswedell (Hrsg.), *Friedensgutachten 2004*, Münster / Hamburg / Berlin / Wien / London 2004.
- (46) 基本法第八七a条（軍隊の設置と権限）には、  
 「(一) 連邦は、防衛のために軍隊を設ける。軍隊の数字上の勢力とその組織の大綱とは、予算によって明らかにされなければならない。  
 (二) 軍隊は、防衛のためにする場合のほか、この基本法が明示的に許すかぎりにおいて出動することが許される。」  
 と記されている。